

○ 信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
別紙様式第 10 号（第 42 条第 1 項関係） （日本産業規格 A 4） 年度事業報告書（年 月 日から 年 月 日まで） 年 月 日提出 商 号 所在地 代表者の役職氏名 （記載上の注意） 〔略〕 〔 1 ・ 2 略 〕 （記載上の注意） 1 〔略〕 2 経理の状況 (1) 〔略〕 (2) 注記事項 会社計算規則第 98 条に掲げる次の事項について、同規則第 100 条から第 116 条まで（第 105 条及び第 112 条第 1 項ただし書を除く。）の規定に従い注記すること。なお、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書における特定の項目又は科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 〔①～⑥ 略〕 ⑦ リースに関する事項 〔⑧～⑫ 略〕 〔(3)～(6) 略〕 別紙様式第 10 号の 2（第 42 条第 1 項関係）	別紙様式第 10 号（第 42 条第 1 項関係） （日本産業規格 A 4） 年度事業報告書（年 月 日から 年 月 日まで） 年 月 日提出 商 号 所在地 代表者の役職氏名 （記載上の注意） 〔同左〕 〔 1 ・ 2 同左 〕 （記載上の注意） 1 〔同左〕 2 〔同左〕 (1) 〔同左〕 (2) 〔同左〕 会社計算規則第 98 条に掲げる次の事項について、同規則第 100 条から第 116 条まで（第 105 条及び第 112 条ただし書を除く。）の規定に従い注記すること。なお、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書における特定の項目又は科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 〔①～⑥ 同左〕 ⑦ リースにより使用する固定資産に関する事項 〔⑧～⑫ 同左〕 〔(3)～(6) 同左〕 別紙様式第 10 号の 2（第 42 条第 1 項関係）

(日本産業規格 A 4) 年度事業報告書 (年 月 日から 年 月 日まで) 年 月 日提出 商 号 主たる支店の所在地 日本における代表者の氏名 (記載上の注意) [略] [1 ・ 2 略] (記載上の注意) 1 [略] 2 経理の状況 (1) [略] (2) 注記事項 会社計算規則第 98 条に掲げる次の事項について、同規則第 100 条から第 116 条まで(第 105 条及び第 112 条第 1 項ただし書を除く。)の規定に従い注記すること。なお、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書における特定の項目又は科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 [①～⑥ 略] ⑦ リースに関する事項 [⑧～⑫ 略] [(3)～(6) 略]	(日本産業規格 A 4) 年度事業報告書 (年 月 日から 年 月 日まで) 年 月 日提出 商 号 主たる支店の所在地 日本における代表者の氏名 (記載上の注意) [同左] [1 ・ 2 同左] (記載上の注意) 1 [同左] 2 [同左] (1) [同左] (2) [同左] 会社計算規則第 98 条に掲げる次の事項について、同規則第 100 条から第 116 条まで(第 105 条及び第 112 条ただし書を除く。)の規定に従い注記すること。なお、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書における特定の項目又は科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 [①～⑥ 同左] ⑦ リースにより使用する固定資産に関する事項 [⑧～⑫ 同左] [(3)～(6) 同左]
選定 報告書 [] の記載は必須ではない。	